（事務局）

第六十六条の九　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4　事務局の内部組織は、政令で定める。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一　第三条第一項、第八条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第二十五条第一項又は第三十六条第二項の許可をしようとするとき。

二　第八条第六項、第九条第五項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十九条の二第二項、第二十二条第四項若しくは第十二項、第二十三条第一項（第二十四条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十四条第二項、第二十四条の三第三項若しくは第五項、第二十四条の四第四項若しくは第五項、第二十四条の六第二項（第二十四条の七において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の五十一、第二十九条第六項、第三十条又は第三十五条の規定による命令をしようとするとき。

三　第十条第一項若しくは第二項、第十四条第二項、第十九条第一項、第二十一条第一項ただし書、第二十四条の二第一項、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項又は第二十八条の四十六第一項の認可をしようとするとき。

四　第十五条第二項又は第四項の規定による許可の取消しをしようとするとき。

五　第十五条第四項又は第十六条第四項の規定による供給地点の減少の処分をしようとするとき。

六　第十六条第三項の規定による供給区域の減少の処分をしようとするとき。

七　第二十二条第一項第二号又は第二十四条の三第二項ただし書の規定による承認をしようとするとき。

八　第二十三条第三項（第二十四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による変更の処分をしようとするとき。

九　第二十九条第五項の規定による勧告をしようとするとき。

十　第三十二条第一項の規定による裁定をしようとするとき。

2　委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

（勧告）

第六十六条の十一　委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項若しくは第五項又は第七条第二項若しくは第五項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3　委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第六十六条の十二　委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項若しくは第五項又は第七条第二項若しくは第五項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

（建議）

第六十六条の十三　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2　委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

（資料の提出等の要求）

第六十六条の十四　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（公表）

第六十六条の十五　委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

（政令への委任）

第六十六条の十六　この編に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十一条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は登録調査機関の調査業務」を削り、「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を、「申出」の下に「（委員会に対するものにあつては、電力の取引に関するものに限る。）」を加え、同条第二項中「経済産業大臣」の下に「及び委員会」を加え、「前項の申出」を「前二項の申出（委員会にあつては、第一項の申出）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　登録調査機関の調査業務に関し苦情のある者は、経済産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

第百十四条を次のように改める。

（権限の委任）

第百十四条　経済産業大臣は、第百六条第三項及び第五項並びに第百七条第二項及び第五項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条の規定による権限並びに第百六条第三項及び第五項並びに第百七条第二項及び第五項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。